

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊高田駐屯地
第379会計隊長 岡 本 直 也

下記のとおり一般競争入札を行う。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名	規 格	単位	数量	備 考
給食業務作業役務	仕様書のとおり	S T	1	
食器洗浄・清掃作業役務	仕様書のとおり	S T	1	

(2) 履行場所：陸上自衛隊高田駐屯地

(3) 履行期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

(4) 細部は別紙「高田駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項」のとおり

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であって次のいずれかを満たす者であること。
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を事前提出書類提出時に証明できる者であること。
ア 「A」、「B」、「C」、「D」の等級に格付けされた者
イ 「D」等級に格付けされ、かつ同一献立を一度に300食以上提供する集団給食業務を1年以上請け負った実績を証明できる者
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- 第1項に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- 陸上自衛隊高田駐屯地（以下「官側」という。）における給食業務部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。
- 別紙「高田駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項」に示す入札関係書類について、合格できるもの。

3 契約条項を示す場所及び契約条項

- 陸上自衛隊高田駐屯地 第379会計隊事務室（4号隊舎1階）
- 東部方面会計隊HP（<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>）
- 別紙「高田駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項」に記載されている事項。
- 「食器洗浄・清掃作業役務」についても別紙を入札実施要項として準用する。
- 前各号のほか、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書を適用するものとする。

4 入札説明会

実施しない。ただし、現場確認を希望する者は令和6年1月10日～令和6年1月12日までの間で実施するので、希望日の2日前までに担当者に連絡することとし、個別に対応する。

5 事前提出書類

- 入札参加希望者は、入札実施要項に示す入札関係書類を提出すること。
- 期限及び場所
ア 期限：令和6年1月19日（金）17時00分まで
イ 場所：陸上自衛隊高田駐屯地 第379会計隊事務室

6 入札日時及び場所

- 日時：令和6年1月30日（火）13時30分（開場：13時10分）
- 場所：陸上自衛隊高田駐屯地 幹部食堂

7 落札決定方法

- (1) 総額（総品目）で、当隊所定予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準額を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。
- (4) 落札者となるべき最低価格入札者が2名以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 再度入札は、初度入札で郵便による入札がない場合はその場で直ちに実施する。郵便による入札がある場合は次により実施する。
ア 日時：令和6年2月2日（金）13時30分
イ 場所：陸上自衛隊高田駐屯地 幹部食堂

8 保証金

- (1) 入札保証金：免除。但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。但し、落札者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として徴収する。

9 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び印影が識別し難い入札
- (3) 第5項の資料提出説明をしなかった者及び審査が基準に達しなかった者の入札
- (4) 「公共事業等からの暴力団排除の推進」に基づき、入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書を無効とする。
- (5) 電信、電話、FAXによる入札は認めない。郵便入札は可とするが、事前に申し出を行い、令和6年1月29日（月）17時00分（再度入札は令和6年2月1日（木）17時00分）までに到着したものとする。その際、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時及び件名を記載し、朱書で「入札書在中」と記載すること。また、発送者の責により会計隊へ到着の確認をすること。
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書の作成

- (1) 本入札に係る落札及び契約締結は、本役務契約に係る令和6年度予算が成立することを条件とする。
- (2) 落札者が契約担当官から交付された契約書案に記名押印して契約担当官に提出し、契約担当官が記名押印して契約締結とする。
- (3) 契約書案の提出期限は、落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）とする。ただし、契約担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (4) 契約書の作成（契約締結）時期
令和6年4月1日
- (5) 様式
陸上自衛隊標準契約書

11 その他

- (1) 入札参加希望者は令和6年1月19日（金）1700までに契約担当官又は契約班 一山に参加申し込みを行うこと。（電話等可）
- (2) 代表者以外の方が応札する場合は、入札開始前までに委任状を提出すること。
- (3) 問い合わせ先
ア 入札及び契約事項に関する内容
〒943-8501 新潟県上越市南城町3-7-1 陸上自衛隊高田駐屯地
第379会計隊契約班 担当：一山
電 話：025-523-5117（内線348） FAX 要交換切替（内線598）
イ 仕様書に関する内容
高田駐屯地業務隊 補給科 糧食班 担当：中山
電 話：025-523-5117（内線570）